

元国際第1077号

関税割当公表第19号

令和2年度のチリ産トマトピューレー・ペーストの関税割当てについて

経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成17年農林水産省令第12号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」に基づく割当ての対象となるトマトピューレー及びトマトペースト（以下「チリ産トマトピューレー・ペースト」という。）のうち、トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものの関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和2年2月17日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 チリ産トマトピューレー・ペースト（関税定率法（明治43年法律第54号）別表第2002.90号の2の（1）に掲げる物品のうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの）
- 2 割当数量 5,000トン
- 3 通関期限 令和3年3月31日

第2 関税割当申請書受付の担当課

農林水産省生産局園芸作物課

### 第3 関税割当証明書交付の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

### 第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

#### 1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2) 及び (3) に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 令和2年3月9日(月)から同年3月13日(金)まで

(2) 令和2年10月1日(木)から同年10月5日(月)まで

(3) 令和3年2月1日(月)から同年2月3日(水)まで

#### 2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

### 第5 関税割当申請者の資格

次の各号に掲げる要件の全てを備える者

1 関税割当申請書を提出する日において、トマトケチャップその他のトマトソースの製造設備を有する者であって、割当てを受けたチリ産トマトピューレー・ペーストをトマトケチャップその他のトマトソースの製造用原料として使用することが确实と認められる者

2 第4の1の(2)又は(3)に掲げる期間に申請をすることができる者は、令和2年度内に当該割当数量の全量を通関することが确实である者

### 第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 令和元年度の月別のトマトケチャップその他のトマトソース製造実績数量(令和2年3月見込みを含む)並びにチリ産・チリ産以外の輸入トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用実績数量(令和2年3月見込みを含む)一覧表(別記様式1及び2)

2 令和2年度の月別のトマトケチャップその他のトマトソース製造計画数量並びにチリ産・チリ産以外の輸入トマトピューレー・ペースト及び国産原料トマト使用計画数量一覧表（別記様式3及び4）

3 下記の書類及び資料

(1) トマトケチャップその他のトマトソース製造の工場名及びその所在地を記載した書類

(2) 工場配置図（縮尺：千分の一）

(3) 製造機械配置略図（縮尺：百分の一）

(4) 工場工程見取図

(5) トマトケチャップその他のトマトソース製造機械設備一覧表（別記様式5）

(6) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複製されない措置を講じたもの））

ただし、「平成31年度のトマトピューレー・ペーストの関税割当てについて」又は「平成31年度のチリ産トマトピューレー・ペーストの関税割当てについて」により、令和元年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において(1)から(6)までの書類の内容に変更のないものは、(1)から(6)までの書類の添付を必要としない。

4 この関税割当てにより割当てを受けたチリ産トマトピューレー・ペーストを当該割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6

に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（4を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

## 第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、申請数量の範囲内において、使用実績数量、使用計画数量等を勘案して得るトマトピューレー・ペーストの需要見込数量から国産原料トマト使用見込数量及びチリ産以外の輸入トマトピューレー・ペースト使用見込数量を控除した数量を基準として定めるものとする。

## 第9 関税割当証明書の交付及び停止

関税割当証明書の交付は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から翌年度の末日までの期間内は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表に違反したとき。
- 3 申請者が虚偽の申告又は報告（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）をしたとき。

## 第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の定めるところにより、トマトケチャップその他のトマトソース製造実績報告書等を生産局長に1部提出するものとする。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産省に速やかに報告するものとする。

## 第11 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条）とする。

2 関税割当申請書等の記載、関税割当証明書の記載事項の変更及びその他の事由による関税割当証明書の再交付等に関する手続については、経済連携協定に基づく関税割当申請書等の記載要領について（平成17年4月1日付け16国際第1297号）によるものとする。

3 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければならない（省令第4条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

4 関税割当証明書の有効期間については、関税割当証明書の「期間満了日」の欄に記載された日までとし、当該有効期間の延長は行わないものとする。

5 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

## 第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のウェブサイトにおいて公表する。